

埼玉県新生児聴覚検査機器購入支援事業交付要綱

(趣旨)

第1条

- (1) 県は、新生児聴覚検査を実施する小規模産科医療機関等における聴覚検査機器の購入に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- (2) 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、知事が定める「埼玉県新生児聴覚検査機器購入支援事業実施要綱」に基づき小規模産科医療機関等が行う事業（以下「事業」という。）とする。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費及び補助率は別表のとおりとし、補助額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額の範囲内で知事が定めた額とする。
- 2 前項に関わらず、予算の範囲内で補助金を交付するため、分娩数の多い小規模産科医療機関等を優先することができるものとする。

(補助金の支払)

第4条 この補助金は、概算払いをすることができるものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、別に定めるものとする。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して変更交付申請等を行う場合には、前条の規定を準用し、申請書の様式は様式第1号の2のとおりとする。

(交付決定までの標準的期間)

第8条 県は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として3か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第10条 補助金の交付を受けた小規模産科医療機関等（以下、「補助事業者」という。）は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、事業完了後（第5条(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）速やかに提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、様式第4号により行うものとする。

(書類の整備)

第13条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 特別の事情により第3条、第6条、第7条及び第11条に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
実施医療機関1か所あたり 3,600千円 (実施医療機関1か所につき1台を限度とする。)	聴覚検査機器(ABR、自動ABR)を導入するための備品購入費	県10/10 (うち1/2は国庫からの間接補助とする。)